2　(1)の欄は、指定された電気通信番号のうち、自社の最終利用者に付与しているものの数を記載すること。	［新設］
3～6　［略］	2～5　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第三条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第二章　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備	第二章　［同上］
第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備	第五節　［同上］
第一款　アナログ電話用設備（第二十六条―第三十五条の二の七）	第一款　アナログ電話用設備（第二十六条―第三十五条の二の四）
第二款　総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の八―第三十五条の七の二）	第二款　総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の五―第三十五条の七の二）
［第三款～第五款　略］	［第三款～第五款　同上］
（定義）	（定義）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。	2　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）、電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備をいう。	九　「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備をいう。
［十～十二　略］	［十～十二　同上］
十三　「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。	十三　「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。
（ネットワーク品質）	（ネットワーク品質）
第三十五条の二の二　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを	**第三十五条の二の二**　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを